

## 住宅版エコポイント制度についてよくあるご質問

平成22年3月8日現在

	質問	回答	最終更新日
<b>(1)対象となる住宅に関すること</b>			
1	住宅エコポイント制度の対象となる「住宅」とはなんですか？	住宅とは、住宅品質確保法でいう「人の居住の用に供する家屋又は家屋の部分」をいいます。	H22.1.28
2	分譲マンション等の共同住宅は、ポイントの発行対象になりますか？	分譲マンション等の共同住宅も、エコ住宅の新築やエコリフォームの要件に該当する場合はポイントの発行対象になります。 また、長屋(連続建て住宅、重ね建て住宅)や店舗併用住宅もポイントの発行対象となります。	H22.1.28
3	賃貸住宅は、ポイントの発行対象になりますか？	賃貸住宅も、エコ住宅の新築やエコリフォームの要件に該当する場合はポイントの発行対象となります。	H22.1.28
4	別荘等のセカンドハウスは、ポイントの発行対象になりますか？	別荘等のセカンドハウスも、エコ住宅の新築やエコリフォームの要件に該当する場合はポイントの発行対象となります。	H22.1.28
5	ショートステイのサービスを実施するような介護施設、特別養護老人ホームや有料老人ホームは、ポイントの発行対象となりますか？	ショートステイのサービスを実施するような介護施設、特別養護老人ホームや有料老人ホームといった事業を行うための施設は、住宅には該当しないため、ポイントの発行対象となりません。	H22.1.28
6	グループホームや高齢者専用賃貸住宅はポイントの発行対象になりますか？	グループホームや高齢者専用賃貸住宅は、住宅に該当するため、ポイントの発行対象となります。	H22.1.28
7	寄宿舎はポイントの発行対象になりますか？	寄宿舎は、住宅に該当するため、ポイントの発行対象となります。	H22.1.28
<b>(2)対象期間に関すること</b>			
8	補正予算成立日(平成22年1月28日)より前に完了した工事でも、引渡し後であればポイントの発行対象となりますか？	補正予算成立日(平成22年1月28日)より前に工事が完了した場合はポイントの発行対象にはなりません。	H22.2.4
9	工事完了の期限はありますか？	工事完了の期限については設けていませんが、ポイントの申請期限を設けていますので、ご注意ください。	H22.1.28
10	いつまでに引き渡したものが申請対象になりますか？	引き渡し時期の期限は設けていませんが、ポイントの申請期限を設けていますので、ご注意ください。	H22.1.28
<b>(3)対象となる工事に関すること</b>			
11	離れを建築した場合は、新築住宅としてポイントの発行対象になりますか？	離れが、独立して居住できる場合は、原則として新築住宅として取り扱います。 勉強部屋や趣味の部屋などそのみでは独立して居住できない場合は、既存住宅のリフォームとして取扱います。	H22.1.28
12	外壁に新たに窓を設置したり、窓の大きさを拡大するリフォームの場合もポイントの発行対象になりますか？	設置される窓がポイントの発行対象となる要件を満たすのであれば、ポイントの発行対象となります。	H22.1.28
13	リフォーム事業者が社員の住宅をリフォームする場合、ポイントの発行対象になりますか？	法人である事業者と個人である社員との工事請負契約に基づく工事であればポイントの発行対象になります。	H22.1.28
14	自分で内窓を設置するなどのリフォームを行った場合はポイントの発行対象になりますか？	工事請負契約を伴わないリフォーム工事はポイントの発行対象となりません。	H22.1.28

	質問	回答	最終更新日
<b>(4) 工事内容や基準に関すること</b>			
<b>① エコ住宅の新築</b>			
15	省エネ基準を満たすとは具体的にどういうことですか？	<p>省エネ基準(平成11年基準)とは、外壁等や開口部の断熱性能について定めた基準です。</p> <p>具体的には、以下の①または②に適合することです。  ①住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準(平成18年経済産業省・国土交通省告示第3号)  ②住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針(平成18年国土交通省告示第378号)</p> <p>基準の詳細については、(財)建築環境・省エネルギー機構のホームページ(<a href="http://www.ibec.or.jp/">http://www.ibec.or.jp/</a>)をご覧ください。  ※(財)建築環境・省エネルギー機構のお問い合わせ先  省エネ対策サポートセンター (03-3222-6660)</p>	H22.3.8
16	トップランナー基準相当とは、具体的にどういうことですか？	<p>トップランナー基準相当とは、省エネ基準を満たす断熱性能を有する住宅に、一般的な設備を備えた場合のエネルギー消費量と比べて、概ね10%の削減に相当するものです。</p> <p>具体的には、以下の基準のいずれかに適合することです。  ①住宅事業建築主の判断の基準(一戸建ての住宅の場合)  ②エコポイント対象住宅基準(共同住宅等の場合)</p> <p>基準の詳細については、(財)建築環境・省エネルギー機構のホームページ(<a href="http://www.ibec.or.jp/">http://www.ibec.or.jp/</a>)をご覧ください。  ※(財)建築環境・省エネルギー機構のお問い合わせ先</p>	H22.3.8
17	木造住宅であることの確認はどのようにすればいいですか？	<p>確認済証や建築工事届等において、主たる建築物の構造が「木造」と記載されているものであれば、木造住宅に該当します。</p>	H22.1.28
18	混構造(1階が鉄筋コンクリート造で、2階が木造)の場合は、木造住宅に該当しますか？	<p>確認済証や建築工事届等において、主たる建築物の構造が「木造」と記載されているものであれば、木造住宅に該当します。</p>	H22.1.28
19	鉄筋コンクリート造の店舗併用住宅を新築する場合、エコポイントの対象となるトップランナー基準相当は、一戸建ての住宅の場合と共同住宅等の場合とどちらが適用になりますか？	<p>鉄筋コンクリート造の店舗併用住宅を新築する場合は、「エコポイント対象住宅基準(共同住宅等)」が適用されます。</p>	H22.1.28
20	新築住宅の場合、部分的に省エネ基準を満たす工事もポイントの発行対象になりますか？	<p>新築住宅は、住宅全体で省エネ基準等を満たすことを要件としています。窓のみなど、部分的に省エネ基準を満たしていてもポイントの発行対象にはなりません。</p>	H22.1.28
<b>② エコリフォーム(窓の断熱改修)</b>			
21	内窓を付け替える工事もポイントの発行対象になりますか？	<p>ポイントの発行対象となる要件に該当する場合は、ポイントの発行対象となります。</p>	H22.1.28
22	既に省エネ基準に適合している窓を改修する場合でも、ポイントの発行対象となりますか？	<p>改修後の窓がポイントの発行対象となる要件に適合している場合は、ポイントの発行対象となります。</p>	H22.1.28
23	窓を1箇所だけ断熱改修した場合も、ポイントの発行対象となりますか？	<p>1窓だけ断熱工事を行った場合でも、ポイントの発行対象となる要件に該当する場合は、ポイントの発行対象となります。</p>	H22.1.28
24	既存住宅を増築する場合に新設される部分の窓についてもポイントの発行対象とすることができますか？	<p>エコリフォームの条件に該当する場合は、ポイントの発行対象となります。</p>	H22.1.28
25	天窓は改修のポイントの発行対象となりますか？	<p>改修後の窓が省エネ基準に適合するなどポイントの発行対象となる要件に該当する場合は、ポイントの発行対象となります。</p>	H22.1.28

	質問	回答	最終更新日
26	ドアの断熱改修工事を行った場合、ポイントの発行対象となりますか？	ドアの断熱改修工事は、ポイントの発行対象にはなりません。	H22.1.28
27	窓サッシやガラスに指定された商品はありますか？	省エネ基準に適合するものであれば、性能を確認した上でポイント対象製品となります。 なお、対象製品は、事務局への登録申請及び審査を経た上で住宅エコポイント事務局ホームページ ( <a href="http://jutaku.eco-points.jp">http://jutaku.eco-points.jp</a> )に掲載されます。	H22.3.8
28	サッシや窓ガラスなどのポイント対象製品には対象であることが判別できるマークが表示されますか？	今後、建材メーカー向けに住宅エコポイント事務局のホームページ ( <a href="http://jutaku.eco-points.jp">http://jutaku.eco-points.jp</a> )で、「住宅エコポイント対象製品」であることを示すマークをダウンロードできるようにする予定です。	H22.3.8
<b>③エコリフォーム(外壁等の断熱改修)</b>			
29	断熱補強工事を行う場合、壁だけの断熱材施工でもポイントの発行対象になりますか？	①外壁、②屋根・天井、③床のいずれかの部位の断熱改修だけでも最低使用量を満たしている場合は、ポイントの発行対象になります。	H22.3.8
30	外壁の断熱改修を行う場合、最低使用量を満たさない場合でも、省エネ基準(木造の場合)に該当する場合はポイントの発行対象となりますか？	最低使用量以上の断熱材を使用することを条件としているため、最低使用量を満たさない場合はポイントの発行対象となりません。	H22.1.28
31	外壁の断熱補強工事を行う場合、一面の壁のみでもポイントの発行対象になりますか？	最低使用量を満たしている場合はポイントの発行対象となります。	H22.1.28
32	既存の断熱材と今回のリフォームで使用する断熱材と合わせて、省エネ基準を満たす場合、今回のリフォームで使用する断熱材の量が最低使用量に満たさなくてもポイントの発行対象となりますか？	既存の断熱性能に関わらず、当該エコリフォームで使用する断熱材の最低使用量を満たしていない場合はポイントの発行対象となりません。	H22.1.28
33	外壁の断熱改修工事を行う場合、断熱工事の工法について条件はありますか？	断熱材の性能に応じ、部位毎に最低使用量を満たしていれば、断熱工事の工法は問いません。	H22.1.28
34	エコリフォームで外壁等の断熱改修を行う場合、断熱材はノンフロンに限るとありますが、代替フロンを使用した場合はポイントの発行対象になりますか？	エコリフォームで外壁等の断熱改修を行う場合、代替フロンを使用した場合はポイントの発行対象となりません。	H22.1.28
35	断熱材等の材料について、指定された商品等はありませんか？	省エネ基準に適合するものであれば、性能を確認した上でポイント対象製品となります。 なお、対象製品は、政府への登録申請及び審査を経た上で住宅エコポイント事務局ホームページ ( <a href="http://jutaku.eco-points.jp">http://jutaku.eco-points.jp</a> )に掲載されます。	H22.3.8
<b>④エコリフォーム(バリアフリー改修)</b>			
36	エコリフォームを行う場合、必ずバリアフリー改修工事も行わなければならないのですか？	エコリフォームを行う場合、バリアフリー改修工事は任意であるため、必ずしも行う必要はありません。 なお、バリアフリー改修工事単独では、ポイントの発行対象にはなりませんのでご注意ください。	H22.1.28
<b>(5)補助金等との併用に関すること</b>			
37	税制優遇と併用はできますか？	税制優遇の要件を満たす場合は、ポイントと併用することができます。	H22.1.28
38	フラット35Sの金利引き下げとの併用はできますか？	フラット35Sの金利引き下げの要件を満たす場合は、ポイントと併用することができます。	H22.1.28

	質問	回答	最終更新日
39	国からの補助を受けてエコ住宅の新築またはエコリフォームを行っている場合、ポイントとの併用はできますか？	窓や壁等の断熱改修に対する国の補助金や省エネ基準を補助の要件とした新築住宅に対する国の補助金との併用はできません。 なお、高効率給湯器、太陽光発電設備等に対する補助のように、ポイント対象工事に該当しないものへの補助金との併用は可能です。	H22.1.28
40	長期優良住宅先導的モデル事業や長期優良住宅普及促進事業の補助とポイントとの併用はできますか？	併用できません。	H22.1.28
41	省CO2推進モデル事業の補助とポイントとの併用はできますか？	併用できません。	H22.1.28
42	耐震改修工事に関する補助との併用はできますか？	併用可能です。	H22.1.28
43	高効率給湯器の補助との併用はできますか？	併用可能です。	H22.1.28
44	太陽光発電設備の補助と併用はできますか？	併用可能です。	H22.1.28
45	介護保険制度を利用してバリアフリー改修をしている場合、エコリフォームのバリアフリー改修についてエコポイントの発行対象となりますか？	介護保険を受けてバリアフリー改修を行う場合、バリアフリー改修の施工内容が同一の対象区分の工事はポイントの発行対象になりません。 対象区分とは、バリアフリー改修工事の発行ポイント数毎に示された施工内容の区分(対象区分の例:浴室の手すり設置、便所の手すり設置など)をいいます。対象区分については、バリアフリー改修の発行ポイント数の表をご覧ください。  (例)浴室の手すり設置のみを介護保険で行った場合、浴室の手すり設置はポイントの発行対象となりませんが、便所の手すり設置や洗面所の手すり設置、段差解消、廊下幅の拡張等の工事はポイントの発行対象となります。	H22.1.28
<b>(6)ポイントの申請に関すること</b>			
<b>①申請者に関すること</b>			
46	ポイントの申請者は誰になりますか？	申請者は、新築住宅の購入者、新築・リフォーム工事の発注者(通常は住宅所有者)となります。	H22.3.8
47	ポイントの代理申請は誰でもできますか？	住宅の所有者から依頼を受けた者であれば、代理申請することが可能です。	H22.1.28
48	賃貸住宅を経営する法人もポイントの申請はできますか？	法人も申請することができます。	H22.1.28
49	分譲マンションのリフォームの場合、管理組合がポイントの申請はできますか？	管理組合も申請することができます。	H22.1.28
<b>②申請手続きに関すること</b>			
50	各都道府県に設けるポイントの申請受付窓口はどこですか？	住宅エコポイント事務局が設置した申請窓口は、住宅瑕疵担保保険の取次店となります。 申請窓口は、住宅エコポイント事務局ホームページ( <a href="http://jutaku.eco-points.jp">http://jutaku.eco-points.jp</a> )において検索することができます。	H22.3.8
51	ポイントはどこ(誰)から発行されますか？	住宅エコポイントの事務局(環境対応住宅普及推進コンソーシアム)から発行されます。	H22.2.4

	質問	回答	最終更新日
52	一戸の住宅に関する工事について、複数回に分けてポイントの申請はできますか？	新築住宅の場合、ポイントの申請ができるのは一回です。 リフォームの場合、複数回に分けて申請することはできますが、一戸あたり30万ポイントが上限となります。	H22.1.28
53	外壁の断熱改修工事を複数回行う場合、その使用量がそれぞれ要件を満たす場合は、ポイントの発行対象とすることができますか？	断熱改修について、同じ部位で複数回ポイントを取得することはできません。 また、1階と2階の壁でそれぞれで最低使用量以上施工した場合や、南側と西側など複数面の外壁の断熱改修を行った場合であっても、ポイントの発行は、外壁において1回のみとなります。	H22.1.28
55	ポイントの申請にあたり、費用はかかりますか？	申請手数料はかかりません。 ただし、申請時に必要な提出書類の準備(書類のコピー代、郵送料等)は、申請者のご負担になります。 また、エコ住宅の新築の場合に必要な第三者機関による省エネ性能の証明書の発行には費用がかかりますので、ご注意ください。	H22.1.28
56	ポイントは申請者に対してどのように発行されますか？	申請手続き後、ポイントが発行された申請者に「ポイント通知ハガキ」が届きます。 残りのポイントがある場合は、インターネットでポイントの確認・利用ができるようになる予定です。	H22.3.8
<b>③申請書類に関すること</b>			
57	工事証明書は誰が作成し、いつどこに提出するのですか？	工事証明書は、ポイントの申請時に事務局に提出する書類のうちの1つで、工事施工者が作成するものです。 ここでいう工事施工者とは、ポイント対象工事の工事請負契約を締結している者をいいます。 具体的には、注文住宅の新築工事やリフォーム工事の場合は、「建築主と工事請負契約を締結している工事施工者」、分譲住宅を購入する場合は、「分譲事業者と工事請負契約を締結している工事施工者」になります。	H22.1.28
59	工事証明書にはどんな内容を記載するのですか？	工事証明書の記載事項には、 ・ 工事施工者の名称、住所、連絡先 ・ 建設業許可番号(建設業許可業者の場合) ・ 工事名称、住所 ・ 建築主の氏名、住所、連絡先 ・ 工事期間 ・ 工事種別・内容(リフォームの場合) ・ 建築確認番号(新築の場合) ・ 各種性能証明書類の種別、適合番号、審査機関の名称 があります。 なお、工事証明書の書式は、住宅エコポイント事務局ホームページ( <a href="http://jutaku.eco-points.jp">http://jutaku.eco-points.jp</a> )からダウンロードすることができます。	H22.3.8
60	工事証明書に設計図書を添付する必要がありますか？	工事証明書に設計図書を添付する必要はありません。	H22.3.8
61	工事の一部を下請けの工事施工者に出している場合、工事証明書を発行する主体は元請け工事施工者と下請け工事施工者のどちらになりますか？	原則として、元請けの工事施工者となります。	H22.1.28
62	複数の工事施工者に工事を発注する場合、領収書の写しは複数必要ですか？	原則として、ポイントの対象工事が含まれる領収証の写しの全てが必要となります。	H22.1.28
63	着工後でも、省エネ基準等に適合することを確認するための第三者評価の申請をすることはできますか？	「エコポイント対象住宅証明書」は、着工後であっても申請できます。 具体的な申請手続きは、登録住宅性能評価機関(業務を実施しているところに限る)にお問い合わせください。	H22.1.28

	質問	回答	最終更新日
64	第三者機関による省エネ性能の証明を取得する場合、手数料はかかりますか？	新築の場合、基準に該当しているかの第三者の証明が必要です。そのため、評価に係る費用(手数料、書類作成費等)が発生し、一定の手数料がかかります。手数料は各機関において定めておりますので、各機関にお問い合わせください。	H22.1.28
65	エコポイント対象住宅証明書の発行は申請からどのくらいの期間がかかりますか？	発行機関により異なりますので、各機関にお問い合わせください。	H22.1.28
66	住宅性能評価で、ポイントを取得するための条件を満たしていることを証明する場合について、省エネルギー対策等級以外の評価項目(例えば、耐震等級等)についての要件はありますか？	住宅エコポイントにおいては、省エネ対策等級以外の評価項目の条件はありません。	H22.1.28
67	性能証明書はどのようにすれば入手できますか？	性能証明書は窓等のメーカーが製品の出荷時に添付している場合と、工事施工者が窓等のメーカーに請求することにより発行される場合があります。詳細は、各メーカーにお問い合わせください。	H22.3.8
68	交換したガラスは同じものでも全ての箇所の写真が必要ですか？	ガラス交換を行った窓ごとに、該当する窓全体が写るように撮影された写真が必要です。	H22.2.4
69	写真に日付や住所は必要ですか？	日付や住所は工事証明書で確認しますので、写真に日付や住所を入れる必要はありません。	H22.1.28
70	写真は、携帯電話のカメラ機能で撮影したものでいいですか？	工事箇所がわかるように撮影していただければ構いません。提出する写真は、ピントがずれていたり、工事箇所がわかりにくいものは避けてください。	H22.1.28
<b>(7)ポイント数に関すること</b>			
<b>①エコ住宅の新築</b>			
71	共同住宅を新築する場合のポイントは棟数ですか？それとも戸数ですか？	戸数で数え、1戸当たり30万ポイントとなります。	H22.1.28
72	エコ住宅の新築をした場合、住宅面積にかかわらず、一戸当たり30万ポイントですか？	新築住宅の場合、規模等に関わらず、一律に、一戸当たり30万ポイントとしています。面積による区分はありません。	H22.1.28
73	2世帯住宅を新築する場合は、30万ポイント×2戸で、合計60万ポイント発行されるのですか？	その2世帯住宅が、2住戸であった場合は、住戸それぞれに対して30万ポイントが発行されます。	H22.1.28
74	新築工事完了後にバリアフリー改修を行った場合、さらにポイントの申請はできるのですか？	新築住宅として30万ポイントの発行をされた住宅は、さらにリフォームをしてもポイントの発行対象とはなりません。	H22.1.28
<b>②エコリフォーム</b>			
75	エコリフォームを実施した場合、発行されるポイントの上限はありますか？	エコリフォームを実施した場合、発行されるポイントは1戸あたり30万ポイントを上限としています。	H22.1.28
76	新築時に30万ポイント取得して、その後エコリフォームを行った場合は更にエコリフォーム分のポイントも発行されますか？	1戸あたり30万ポイントが上限となります。新築時に30万ポイント発行されている場合は、エコリフォームのポイントは発行されません。	H22.1.28
77	窓の面積はどの部分を測るのですか？	窓(内窓又は外窓)については、枠の外寸法を、ガラス交換については、ガラスの寸法を測ります。	H22.1.28
78	一箇所の窓で、内窓の設置と外窓の交換を行う場合は、それぞれでポイントが発行されますか？	内窓の設置と外窓の交換を行った場合でも、一箇所の窓に対し、ポイントの発行は1回限りとなります。	H22.1.28

	質問	回答	最終更新日
79	一箇所の窓で、既存の外窓のガラス交換と内窓の設置を行う場合は、それぞれポイントが発行されますか？	外窓のガラス交換と内窓の設置を行った場合でも、一箇所の窓に対し、ポイントの発行は1回限りとなります。	H22.1.28
80	最低使用量未満の断熱材を使用した場合は、全くポイントが発行されないのですか？	その通りです。	H22.1.28
81	バリアフリー改修において、手すりを設置する場合、手すりは長さや太さ、材質によらず一律5000ポイントですか？	その通りです。	H22.1.28
82	バリアフリー改修において、手すりを設置する場合、手すりは居室に何箇所設置しても一律5000ポイントですか？	浴室、便所、洗面所以外の居室に手すりを設置した場合は、部屋数や箇所数にかかわらず5000ポイントです。	H22.1.28
83	バリアフリー改修において、手すりを設置する場合、手すりは廊下に何箇所設置しても一律5000ポイントですか？	廊下又は階段に手すりを付けた場合は、箇所数に関わらず5000ポイントです。	H22.1.28
<b>(8)ポイント交換に関すること</b>			
<b>①交換対象商品</b>			
84	ポイントは、1ポイント何円ですか？	1ポイント1円に相当します。	H22.1.28
85	ポイント交換商品にはどのようなものがありますか？	ポイント交換商品については、商品券、プリペイドカード、省エネ等に優れた商品などがあります。 詳しくは住宅エコポイント事務局ホームページ ( <a href="http://jutaku.eco-points.jp">http://jutaku.eco-points.jp</a> )をご覧ください。	H22.1.28
86	ポイントの商品交換はいつから開始されますか？	平成22年3月8日(月)からポイントの発行及び商品等への交換を開始しています。	H22.3.8
87	家電エコポイントの住宅エコポイントと合算して交換することはできますか？	家電エコポイントと住宅エコポイントを合算して利用することはできません。	H22.1.28
<b>②即時交換</b>			
88	新築でも、リフォームでもポイントを即時交換することはできますか？	ポイントの即時交換は、新築でもリフォームでも利用できます。	H22.1.28
89	ポイントを即時交換に利用した場合、工事施工者には現金で支払われますか？	ポイントを即時交換に利用した場合、住宅エコポイントの事務局から工事施工者の口座にポイント相当の現金を振り込むこととしています(1ポイント=1円換算)。	H22.1.28
90	即時交換を利用するために、事前に事業者の登録はありますか？	即時交換ができる事業者について、事前の登録は予定しておりません。	H22.1.28
91	新築の場合の即時交換対象工事は、どういう工事が対象となりますか？	住宅を建築した場合、ポイントの発行対象となるエコ住宅の新築工事を行う工事施工者が追加的に実施する工事(工事請負契約を締結して行う工事)が対象となります。 住宅を購入した場合、ポイントの発行対象となるエコ住宅を分譲する分譲住宅事業者が追加的に発注する工事(工事請負契約を締結して行う工事)が対象となります。	H22.1.28
92	新築の場合の即時交換工事として、造園工事や外構工事を行う場合も対象となりますか？	住宅を建築した場合はポイントの発行対象となるエコ住宅の新築工事を行う工事施工者が追加的に実施する工事、住宅を購入した場合はポイントの発行対象となるエコ住宅を分譲する分譲住宅事業者が追加的に発注する工事であって、工事請負契約を締結して行うものであれば対象となります。	H22.1.28

	質問	回答	最終更新日
93	住宅を新築する場合、エアコンの設置工事は即時交換の対象となりますか？	新築工事を行う工事施工者が追加的に実施する工事で、工事請負契約を締結するものであれば、即時交換の対象となります。	H22.3.8
94	リフォームの場合の即時交換対象工事とは、どのような工事が対象となりますか？	ポイントの発行対象となるリフォーム工事を行う工事施工者が追加的に実施する工事(工事請負契約を締結して行う工事)が対象となります。 対象となる例としては、キッチンや浴室のリフォーム工事がありますが、ポイントの発行対象となるリフォーム工事を行う工事施工者が、工事請負契約を締結して行う工事であれば対象となります。	H22.1.28
<b>(9) 予算に関すること</b>			
95	住宅エコポイントに係る予算はどれくらいですか？	住宅エコポイントの創設にあたり、平成21年度第2次補正予算において、1000億円を計上しています。	H22.1.28
96	予算がなくなった場合は、期限前でも締め切る可能性はありますか？	十分な予算を確保しておりますが、万が一、予算額を超えることが予測される場合は、混乱を来さないよう、事前に周知を行ったうえで、期限前でもポイントの発行を終了することとなります。	H22.1.28
<b>(10) その他</b>			
97	自社のホームページに住宅エコポイントについて案内しますが、国土交通省のホームページにリンクをしてもいいですか？	国土交通省のホームページは原則リンクフリーです。リンクの設定をされる際は、「国土交通省ホームページ」へのリンクである旨明示をお願いします。	H22.1.28